

令和 7 年 度

知多市水道水質検査計画

令和 7 年 4 月

知多市都市整備部水道課

1. 水質検査計画に関する基本方針

水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 採取場所

知多市全域を一つの配水区域としていますが、一部、貯水槽を用いたポンプ場からの加圧区域があるため、それぞれの加圧区域ごとに水質を把握するための検査を実施します。(別紙1)

(2) 検査項目

水質基準項目は、すべて検査をします。

また、水質管理目標設定項目の検査も実施します。(別紙2)

(3) 検査頻度

毎日検査は、消毒残留効果、色及び濁りについて検査し、基準項目、水質管理目標設定項目は、別紙2により検査を実施します。

なお、水道施設で水質汚染や水質異常が発生した時、またはその恐れが高いと思われる時は、必要な地点で臨時に検査を実施します。

2. 知多市上水道事業の概要

(1) 給水区域

知多市全域

(2) 水 源

県営水道（浄水）

(1) 給水状況（令和6年3月31日現在）

給 水 戸 数	37,084戸
給 水 人 口	83,230人
普 及 率	99.9%
一日最大給水量	26,410m ³
一日平均給水量	24,248m ³

(4) 施設概要

施設名	所在地	施設概要
丸 根 配 水 場	知多市八幡字丸根 59-8	貯水容量 24,000m ³
笹廻間配水塔 (西巽が丘ポンプ場)	知多市八幡字笹廻間 12-63	貯水容量 470m ³ 給水戸数 573戸
笹廻間ポンプ場	知多市八幡字笹廻間 12-652	給水戸数 127戸
粕谷台ポンプ場	知多市南粕谷 1丁目 20-12	給水戸数 661戸

3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点

知多市上水道は、愛知県水道用水供給事業（以下、「県営水道」という。）から100%受水しており、知多浄水場（知多市佐布里字西池の脇）で浄水された、水質基準に適合した水を市民に供給しています。知多浄水場に送られる原水は長良川より取水され、その水質は、年間を通じて比較的良好です。

しかし、県営水道からの供給点である丸根配水場が市北東部に位置し、配水区域を一つの配水区としていることから、管路延長が長く末端蛇口において水質基準に定められている遊離残留塩素を確保するための水質管理が求められています。

そのため、末端給水における水道水の安全・安定の確保のため、次の方針に基づいて水質検査を実施します。

4. 水質検査を行う項目、検査地点、検査頻度及びその理由

（1）水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定は下記のとおりとし、詳細は別紙2のとおりです。

ア. 法で定められた毎日検査項目（残留塩素、色度、濁度）を市内2箇所（新舞子字大口地内及び八幡字堀切地内）において実施します。自動水質監視装置により、連続測定を行います。

イ. 一般細菌や病原性微生物など外部からの汚染の指標と考えられる基本的な9項目は、毎月1回検査を実施します。

ウ. 消毒副生成物等とされる12項目は、年4回検査を実施します。

エ. ア、イ、ウ以外の項目のうち、過去3年間で基準値の20%を越えたことのある項目は、年4回検査を実施します。

水質基準に関する省令の一部改正により検査対象に追加、及び基準値が変更された項目は、改正から3年間、年4回検査を実施します。

オ. 水質基準に定められている全ての51項目は、年1回検査を実施します。

カ. 水質管理目標設定項目のうち、資機材より発生する可能性のあるニッケル及びその化合物、消毒剤より発生する可能性のあるジクロロアセトニトリルと抱水クロラール、臭気強度（TON）、及び水道施設の健全性を判断するための従属栄養細菌、PFOS及びPFOAは、年1回検査を実施します。

(2) 採取場所は以下の5箇所です。

No	採取場所		検査項目
1	配水池からの直送区域（末端）	新舞子字大口地内	ア、イ、ウ、エ、オ、カ
2	配水池からの直送区域（末端）	八幡字堀切地内	ア
3	笹廻間配水塔からの直送区域	八幡字笹廻間地内	イ
4	笹廻間ポンプ場の加圧区域	八幡字笹廻間地内	イ
5	粕谷台ポンプ場の加圧区域	南粕谷1丁目地内	イ

※上記、検査項目（ア、イ、ウ、エ、オ、カ）は、(1)で示した内容のものです。

5. 臨時の水質検査

次のような事例が認められるときは、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- (2) 配水管の大規模な工事その他で水道施設が著しく影響を受けたとき、又は、その恐れがあるとき。
- (3) その他、特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の方法

水質基準項目等水質検査は、外部機関への委託検査で行います。

7. 検査結果の評価

水質検査結果を基準に対して評価し、適合・不適合の確認を行い、適正に処置をします。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

(1) 水質検査計画の公表

水質検査計画は毎年策定し、知多市水道課のホームページ上に掲載します。

(2) 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき行われた水質検査結果を、知多市ホームページ上に掲載します。

9. 水質検査の精度と信頼性の保障

水質検査結果を評価するに当たり、検査の精度と信頼性を保障するために、国土交通省及び環境省登録検査機関又は令和6年3月までに登録した厚生労働省登録検査機関に検査委託し、定期的に委託機関の精度管理実施状況（内部精度管理、外部精度管理）の報告を求め、検査の精度と信頼性を確認します。

10. 関係者との連携

水質管理を万全なものとするためには、関係機関との連携は極めて重要です。

(1) 国等との連携

環境省及び愛知県等が実施する水質管理に関する調査への協力をするとともに、安全管理に関する情報提供について情報収集を図ります。

(2) 県営水道との連携

知多市の上水道は全て県営水道から受水しています。そのため、県営水道との連携を図り、浄水場での水質状況の把握等の情報収集を行い、安全で安定した水道水の供給に努めます。

11. その他

安全な水道水を供給するために、皆様からご意見をいただくとともに、水道法の改正や水質検査の結果をもとに、毎年水質検査計画の見直しを行います。

【別紙 1】

水質検査 採取場所



No.	採 取 場 所	検 査 項 目
1	配水池からの直送区域	全項目・毎日（ア、イ、ウ、エ、オ、カ）
2	配水池からの直送区域	毎日（ア）
3	笹廻間配水塔からの直送区域	一般項目（イ）
4	笹廻間ポンプ場の加圧区域	一般項目（イ）
5	粕谷台ポンプ場の加圧区域	一般項目（イ）